

2018年度 4段位昇段審査会 実施規程

2017年10月25日 第101回理事会承認済

2012年5月30日第77回理事会、同年6月23日第78回理事会で承認された「4段位授与規定」、「4段位昇段 中央研修会実施要綱」および2013年1月19日第81回理事会で承認された「4段位昇段研修会等の実施方式に関する改訂」に基づいて、2012年12月から4段位昇段中央研修会が東京会場と大阪会場で開催された。さらに、2013年6月15日第82回理事会で、4段位昇段審査会は「第1次審査会」と「第2次審査会」の2段階の審査会を実施して、受審者が第1次審査に合格し、次期審査会以降に開催される第2次審査に合格した場合に、4段位を授与することが承認された。これらの理事会で承認された4段位昇段審査会の実施方式に基づいて、2013～2017年度の4段位昇段審査会が実施された。

2018年度に実施する4段位昇段審査会は、4月の前期審査会、10月の後期審査会ともに、第1次審査会受審者と第2次審査会受審者が、同時期に昇段審査を受審することになるので、第1次審査会の実施日を東京①と大阪①とし、第2次審査会の実施日を東京②、③、④と大阪②、③、④として、分離開催することとする。

太極拳指導員委員会・太極拳技能検定委員会

記

第1部；4段位審査会の実施；

- 1) 審査会は、例年4月と10月の年2回、東京会場と大阪会場で開催する。審査会受審者は、審査会実施日の3ヶ月前までに、「太極拳4段位第1次昇段審査 申請書」または「太極拳4段位第2次昇段審査 申請書」を日本連盟事務局宛に提出して申し込む。「太極拳4段位第1次昇段審査 申請書」の「特別推薦欄」に、受審者が所属する都道府県連盟加盟団体の団体長と、所属都道府県連盟会長の特別推薦承認印が無いものは、申込みを受理しない。
- 2) 4月と10月の審査会は、それぞれ東京と大阪で連続した4日間に設定されるが、受審者はそのいずれかの1日を選んで申込みをし、受審しなければならない。審査会では、実技研修は行わず、実技審査のみを行なう。受審料は一人7,000円とする。
- 3) 第1次審査会を受審する人は、必ず1回目の中央研修会を受講した後に、ブロック講習会を受講したうえで、2回目の中央研修会を受講した人でなければならない。(※注；2018年4月実施の審査会の受験申請締切は2018年1月9日なので、2017年12月実施の中央研修会までに、中央→ブロック→中央の順番で受講を完了していなければならない。
上記にかかわらず、中央研修会は、任意の時期に何回でも受講することができる。
- 4) 審査会を受審して達成度B評価で4段位認定をされなかった人は、以後何回でも審査会を受審することができる。再受審する際に、中央研修会を再度受講したことは要件としない。

第2部；4段位審査会における2段階審査（第1次審査会と第2次審査会）；

2013年10月～2017年10月に実施された第1次審査会に合格した人は、2018年4月前期審査会において、第2次審査会の受審を申請することができる。それ以外の人は、第1次審査会のみを受審申請することができる。

1) 審査会実施日程と受審申請；**4月前期審査会 第1次審査会；**

東京会場①＝2018年4月9日（月）

大阪会場①＝ 同 4月16日（月）

4月前期審査会 第2次審査会；

東京会場②＝4月10日（火）、東京会場③＝4月11日（水）、東京会場④＝4月12日（木）

大阪会場②＝4月17日（火）、大阪会場③＝4月18日（水）、大阪会場④＝4月19日（木）

受審申請は、所属都道府県連盟が一括して「太極拳4段位第1次昇段審査 申請書」または、「太極拳4段位第2次昇段審査 申請書」に「4段位昇段審査会 申請書一括送付状」を添えて、審査会実施日のうちの第1日目の3ヶ月前を申請期限として、日本連盟事務局に提出する。

2018年4月前期審査会（第1次審査会、第2次審査会）はすべて2018年1月9日（火）を申請期限とする。

2) 定員と受理通知；

受審者は、2会場の8日のうちの1日を選んで申請しなければならない。

1会場1日の受審者の定員は、原則として最多100人とする。受審料は第1次審査、第2次審査ともに、一人1回7,000円とする。

昇段審査会は、上記のように1日あたりの審査可能人数が限られているため、特定の日程に希望者が集中した場合、受審できなくなる場合がある。そのため、希望日程について、下記のように調整する。

4月前期審査会 第1次審査会；

東京会場①=4月9日（月）

大阪会場①=4月16日（月）

上記2日程について、希望する日程を第1希望、第2希望の順に指定する。

申込み締切り後、申込者全員の「第1希望」を、上記の2会場に振り分ける。

ここで、定員の100人を超えた会場があった場合は、下記の順に従って上位100人を受審対象とする。

1) 3段取得年度の早い人を優先する

2) なおかつ、年齢の高い人を優先する。

上記の手順で、「第1希望」で受理できなかった申込者にたいしては、「第2希望」の会場で受理する。

4月前期審査会 第2次審査会；

東京会場②=4月10日（火）、東京会場③=4月11日（水）、東京会場④=4月12日（木）

大阪会場②=4月17日（火）、大阪会場③=4月18日（水）、大阪会場④=4月19日（木）

上記6日程について、希望する日程を第1希望～第3希望まで指定する。

上記第1次審査会の手順と同様に、希望会場の振り分けを行う。

上記の手順にしたがって、申込者全員に対し、「審査会受審会場の決定通知」と、「審査費用振込用紙」を送付する。

申込みに関する注記；

希望は「第1～第3」まで提出することができるが、上記の日程のうち、参加できない日程がある人は、「第2希望まで」あるいは「第1希望だけ」を指定してもかまわない。ただし、この場合も、上記の手順に従って、公平に審査日程を確定するので、希望の日程が取れなかった場合には、受審できなくなることを承知されたい。

3) 第1次審査会の審査；

第1次審査は、「4段位教程 重点項目」のうちの、「1. 4段位基本項目（3段検定重点項目まとめ）」について審査する。受審者の全員にたいして「点検結果通知表」を作成して審査する。達成度A+Aの評価を得た人は、第1次審査合格とし、合格通知を行う。それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

4) 第2次審査会の受審申請；

第1次審査において合格通知を得た人は、次期審査会以降において、第2次審査会受審を申請することができる。受審申請は、第1審査と同様の手順で、所属都道府県連盟が一括して「太極拳4段位第2次昇段審査 申請書」を、審査会実施日のうちの第1日目の3ヶ月前を期限として、日本連盟事務局に提出する。受審料は一人1回7,000円とする。

5) 第2次審査会の審査；

第2次審査は、「4段位教程 重点項目」のうちの、「2. 身法の開合との手法の結合」、「3. 外三合」、「4. 心静体鬆・気沈丹田」について審査する。受審者全員にたいして「点検結果通知表」を作成する。達成度A評価を得た人は、第2次審査合格とし、4段位授与決定通知を行う。

それ以外の評価は不合格とし、不合格通知とともに、「点検結果通知表」を送付する。

6) 4段位認定登録と認定証書；

第2次審査合格者で、都道府県連盟を通じて規定の認定登録料を納付した人には、4段位認定証書を授与する。

以上